

保 育 所 の 概 況

令和 6 年 4 月 1 日現在

令和 6年4月1日現在

保育所名	古前保育所			施設長名	本多 也寸子		
所在地	〒808-0062 北九州市若松区古前1丁目28番17号						
電話番号	093-761-2119		FAX番号	093-761-5120		認可年月	令和3年4月
設置主体	社会福祉法人北九州市若松民生事業協会			運営主体 (設置主体と異なる場合)			

建物構造	鉄筋コンクリート造・鉄骨造・木造・その他() 2 階建(階部分)					
建物延床面積	1,084.74 m ²		屋外遊戯場面積()	692.84m ²		

利用定員 (利用児童数)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計
2号定員				20 (15)	20 (18)	20 (19)	80 (54)
3号定員	15 (8)	15 (15)	20 (18)				50 (39)
開所時間	7:00	～ 18:00		保育短時間の 受入時間帯	9:00	～	17:00
保育の提供を 行わない日	日曜日・祝日・年末年始(12月29～1月3日)						

職員数	19人	内訳：施設長(1人) 保育士(15人) 調理員(2人) その他(1人)
-----	-----	-------------------------------------

施設の目的 運営の方針 保育の方針	【施設の目的】
	保育所として行う保育・教育の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子どもに対し、適正な保育・教育を提供することを目的とする。
	【運営の方針】
	1. 当園は、良質な水準かつ適切な内容の保育・教育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。 2. 保育・教育の提供にあたっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、利用子どもの意思、及び人格を尊重して保育・教育を提供するよう努める。
	【保育の方針】
	保育目標
	一人ひとりの子どもを尊重し、暖かく受け入れ、健康な体と豊かな心を育む保育を行います。
	目指す子ども像
	・健康で元気に活動する子ども ・友だちを大切にし、思いやりのある子ども ・人の話をよく聴き、思ったことを表現できる子ども

☆ 0, 1, 2歳児

7:00開所 9:30 10:00 11:10 11:50 15:00 18:00 19:00 閉所

登 所 自由あそび	おやつ	あそび	給食	ひるね	おやつ	自由あそび 降 所	延長保育
--------------	-----	-----	----	-----	-----	--------------	------

☆ 3, 4, 5歳児

7:00開所 9:30 10:00 11:10 11:50 15:00 18:00 19:00 閉所

登 所 自由あそび	あそび	給食	ひるね	おやつ	自由あそび 降 所	延長保育
--------------	-----	----	-----	-----	--------------	------

1 日 の
通 過 し 方

			保育所名	古前保育所
年間行事予定	4月	入所・進級式 園児健康診断 歓迎遠足	10月	卒園児同窓会 園児健康診断
	5月	シルエット劇場 (5歳児) 交通安全教室	11月	
	6月	保育参観週間 歯科検診	12月	生活発表会 クリスマス誕生会
	7月	プール開き たなばた誕生会 五平太まつり (5歳児)	1月	
	8月	プール納め	2月	豆まき 保育参観週間・交通安全教室 (5歳児)
	9月	運動発表会	3月	ひなまつり誕生会・卒園式・お別れ遠足 お別れパーティ・お別れ集会
各種保育事業の実施状況	● 延長保育事業 通常の保育時間を19:00まで延長します。 ● 一時保育事業 保護者の就労や出産及び育児リフレッシュなどの理由により家庭での保育が一時的に困難となる乳幼児を保育します。 保育時間 9:00~17:00 ● 障害児保育事業 障害児と健常児と一緒に保育し、相互の健全な育成を図ります。 ● 地域活動事業 ・さまざまな行事を通して、地域の方々と交流を深めます。 ・子育て中の親子と園児との交流や保育体験などを行います。(ふるまえひろば)			
利用の開始及び終了に関する事項	● 北九州市が行う利用調整により、利用者を決定します。なお、利用調整においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高い子どもから利用先が決定されます。 ● 利用を終了する場合は、必ず「支給認定終了届出書(兼 保育所等退所届出書)」を提出してください。			
実費に係る利用者負担金	● 日本スポーツ振興センター共済掛金(年額 250円) → 万一のけが等に備えて、共済掛金に加入するもの。 ● 体操服費(3,000円~3,600円) → 3~5歳児の体操教室、園外保育時に使用するもの ● おとまり保育 利用料(食費・シーツ代 1,200円~1,500円) → 5歳児のおとまり保育時に使用するもの。 ● 主食費(月額 2,200円) → 3~5歳児の児童に主食(ご飯又はパン)を提供する費用 ● 副食費(月額 4,500円) → 3~5歳児の児童に食事(おかず、おやつ、牛乳等)を提供する費用 ● 延長保育料(月額 2,500円) → 延長保育利用の児童におやつ、牛乳を提供する費用 ● 一時保育料(日額 2号:1,500円・3号:2,000円) → 特定子ども・子育て支援料(給食費等)			
その他特記事項	【緊急時における対応方法】 1. 当園は、保育・教育の提供中に、利用子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用子どもの家族等に連絡をするとともに、嘱託医又は利用子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。 2. 保育・教育の提供により事故が発生した場合は、区保健福祉課及び支給認定保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。 3. 利用子どもに対する保育・教育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。 【非常災害対策】 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施する。 【虐待の防止のための措置に関する事項】 1. 当園は、利用子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。 (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備 (2) 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止 (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施 (4) その他虐待防止のために必要な措置 2. 当園は、保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者(支給認定保護者等利用子どもを現に養育する者)による虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、区保健福祉課・児童相談所等適切な機関に通告する。			